

「令和6年度いわて新農業人チャレンジファーム第21回研修を開催しました！」

第21回の研修は、令和6年11月22日（金）に、盛岡市勤労福祉会館において開催しました。今回は、農地関連法令についての講義と、毎回の研修で受講生に記入をお願いしている、アンケートに記載された研修内容についての質問に、研修指導員から回答を行いました。

研修前半は、一般社団法人岩手県農業会議から、農地相談員の三浦良夫氏をお招きして、農地関係法令について講義をいただきました。

始めに、農地についての基礎知識として、農地とは、わが国の食料安全保障の基盤であり、利用にあたっては様々な規制や制限があること、農地と判断される基準は、現在どのように使用されているかの「現況主義」で判断されること、等の説明がありました。

次に、農地の貸借・売買における権利移動について解説していただきました。農地法第3条に基づいた農地の貸借・売買及び要件と、農地

中間管理機構を介した農地取得について解説していただきました。それぞれの権利移動手段におけるメリットの説明のほか、現状は農地中間管理機構を利用した権利移動が多い、とのことでした。三浦氏からは「新規就農が農地を取得する場合は、農地を買うよりも借りの方がリスクは少ない。農地を検索可能なHPもあるので、いろいろ探してみしてほしい。」とのアドバイスもありました。

また、令和7年4月から、農地の貸借及び売買は、原則として農地中間管理機構を介しての手続きとなること、将来の農業のありかたとした地域計画を、目標地図として策定中であることについても解説していただきました。

次回の研修は、12月6日（金）、7日（土）に、盛岡市勤労福祉会館において、外部講師をお招きして、複式農業簿記の基礎についての講義を行う予定です。



第21回研修の様子



講師：一般社団法人岩手県農業会議
農地相談員 三浦 良夫 氏



受講生からの質問に回答する三浦氏



講義内容について熱心にメモを取る受講生